

広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「第二章」の下に「(第八条を除く。)」を、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。

第三十四条第三項中「その事業が行われる場所(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。))」を「恒久的施設(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。)」に改め、同条第四項中「令」を「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。)」に改める。

第三十八条の二第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額

百分の四十五

第三十八条の三中「相当する税(」の下に「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「及び同法第六十五条の六第一項の控除限度額の合計額」を加える。

第四十四条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第四十六条の二第二項第一号中「及び同法第四百四十五条においてこれらの規定を準用する場合」及び「(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。)」を削り、「又は第八十九条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)」を、「第八十九条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の第三項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。))又は第四百四十四条の六第一項」に改める。

第四十九条第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第百十五条第一項第一号イ(1)中「電気を動力源とし、電動機を原動機とするもの」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの（以下この条において「電気自動車」という。）」に改め、同号ロ(1)並びに同条第二項第一号イ及び第二号イ中「電気を動力源とし、電動機を原動機とするもの」を「電気自動車」に改める。

第百四十一条第二項中「第三百六十四条第三項」を「第三百六十四条第五項」に改める。

附則第四条の二第二項第二号中「附則第六条の五第一項」を「附則第六条の五」に改める。

附則第五条の四第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者又は法第三十四条第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかった所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は令第七条の十三の三で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は法第三十四条第一項第一号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として令附則第二十四条第六項で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

附則第六条の四第一項第二号ハ中「第十条の五の四」を「第十条の五の五」に改める。

附則第六条の四の二第一項第二号中「第九十五条」の下に「若しくは第百六十五条の六」を加える。

附則第六条の六を次のように改める。

第六条の六 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の県民税についての第三十八条の二第一項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十八条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十四」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第八条第三項第三号、附則第九条第三項第三号、附則第十条第二項第三号、附則第十一条第三項第三号及び附則第十一条の二第四項第三号中「附則第六条の五第一項」を「附則第六条の五」に改める。

附則第十一条の二の六第二項中「取得をしたものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第十一条の二の七第二項第三号並びに附則第十一条の二の九第二項第二号及び第五項第二号中「附則第六条の五第一項」を「附則第六条の五」に改める。

附則第十一条の二の十二中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

附則第十八条第一項中「第二項に規定するものをいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「第三項において」を「次項及び第四項第三号において」に改め、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

第百十五条第一項第一号イ	七千五百円	八千六百円
	八千五百円	九千七百円
	九千五百円	一万九百円
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百円	一万八千円
	一万七千九百円	二万五百円
	二万五百円	二万三千五百円
	二万三千六百円	二万七千円
	二万七千二百円	三万二千二百円
	四万七百元	四万六千八百円
	二万九千五百円	三万三千九百円
	三万四千五百円	三万九千六百円
	三万九千五百円	四万五千四百円
	四万五千元	五万七千七百円
五万八千円	六万六千七百円	
五万八千円	六万六千七百円	
六万六千五百円	七万六千四百円	
七万六千五百円	八万七千九百円	
八万八千円	十万二千二百円	
十一万千円	十二万七千六百円	
六千五百円	七千円	
九千円	九千九百円	
一万二千元	一万三千二百円	
一万五千元	一万六千五百円	
一万八千五百円	二万三百円	
二万二千元	二万四千二百円	
二万五千五百円	二万八千円	
二万九千五百円	三万二千四百円	
四千七百元	五千円	
八千円	八千八百円	
第百十五条第一項第二号イ		
第百十五条第一項第二号ロ		

第百十五条第一項第五号イ(1)	第百十五条第一項第四号		第百十五条第一項第三号ロ(2)		第百十五条第一項第三号イ(2)		第百十五条第一項第二号ハ(1)		一万二千五百円	一万二千六百円
									一万六千円	一万七千六百円
									二万五百円	二万二千五百円
									二万五千五百円	二万八千円
									三万円	三万三千円
									三万五千円	三万八千五百円
									四万五百円	四万四千五百円
									六千三百円	六千九百円
									七千五百円	八千二百円
									一万五千百円	一万六千六百円
二万六千五百円	二万二千六百円									
二万六千五百円	二万九千百円									
三万八千円	四万八千八百円									
三万八千円	四万八千四百円									
四万四千円	五万五千五百円									
五万七千円	六万二千七百円									
六万四千円	七万四百円									
一万二千円	一万三千二百円									
一万四千五百円	一万五千九百円									
一万七千五百円	一万九千二百円									
二万円	二万二千円									
二万二千五百円	二万四千七百円									
二万五千五百円	二万八千円									
二万九千円	三万九千九百円									
三万三千円	三万六千三百円									
四万千円	四万五千百円									
四万九千円	五万三千九百円									
五万七千円	六万二千七百円									
六万五千五百円	七万二千円									
七万四千円	八万四千四百円									
八万三千円	九万三千三百円									
四万五百円	五千百円									
六千円	六千九百円									
一万二百円	一万二千二百円									

第百十五条第一項第五号イ(2)	一万八千五百円	二万三百円
	一万二千元	一万三千二百円
	六千五百円	七千円
第百十五条第一項第五号ロ(1)	一万四千元	一万五千四百円
	二万三千六百円	二万七千円
	二万七千六百円	三万七千七百円
	三万六千六百円	三万六千三百円
	三万六千元	四万四千四百円
	四万八百元	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三三百円
	七万四四百円	八万九百円
第百十五条第一項第五号ロ(3)	八万八千八百円	十万二千二百円
	二万五千五百円	二万八千元
	一万六千元	一万七千六百円
	八千元	八千八百円
	三千七百円	四千二百円
第百十五条第二項第一号	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千元	八千八百円
第百十五条第二項第二号	六千三百円	六千九百円
	八千元	八千八百円

附則第十八条第九項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第二号及び第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第四号中「第六項第四号及び第八項」を「第七項第四号及び第九項」に、「(第八項)」を「(第九項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「附則第十八条第一項」を「附則第十八条第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年分の自動車税に係る第百十五条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
 動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第百十五条第一項第一号イ		第百十五条第一項第一号ロ	
七千五百円	八千二百円	七千五百円	八千二百円
八千五百円	九千三百円	八千五百円	九千三百円
九千五百円	一万四百年	九千五百円	一万四百年
一万三千八百円	一万五千百円	一万三千八百円	一万五千百円
一万五千七百円	一万七千二百円	一万五千七百円	一万七千二百円
一万七千九百円	一万九千六百元	一万七千九百円	一万九千六百元
二万五百円	二万二千五百円	二万五百円	二万二千五百円
二万三千六百円	二万五千九百円	二万三千六百円	二万五千九百円
二万七千二百円	二万九千九百円	二万七千二百円	二万九千九百円
四万七百元	四万四千七百元	四万七百元	四万四千七百元
二万九千五百円	三万二千四百円	二万九千五百円	三万二千四百円
三万四千五百円	三万七千九百円	三万四千五百円	三万七千九百円
三万九千五百円	四万三千四百円	三万九千五百円	四万三千四百円
四万五千円	四万九千五百円	四万五千円	四万九千五百円
五万千円	五万六千百円	五万千円	五万六千百円
五万八千円	六万三千八百円	五万八千円	六万三千八百円
六万六千五百円	七万三千百円	六万六千五百円	七万三千百円
七万六千五百円	八万四千百円	七万六千五百円	八万四千百円
八万八千円	九万六千八百円	八万八千円	九万六千八百円
十一万円	十二万二千百円	十一万円	十二万二千百円
六千五百円	七千百円	六千五百円	七千百円
九千円	九千九百円	九千円	九千九百円
一万二千元	一万三千二百円	一万二千元	一万三千二百円
一万五千元	一万六千五百円	一万五千元	一万六千五百円

第百十五条第一項第二号ロ	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千百円
	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
三万円	三万三千円	
三万五千円	三万八千五百円	
四万五百円	四万四千五百円	
六千三百円	六千九百円	
七千五百円	八千二百円	
一万五千百円	一万六千六百円	
一万二百円	一万二千二百円	
二万六百円	二万二千六百円	
二万六千五百円	二万九千百円	
三万二千円	三万五千二百円	
三万八千円	四万千八百円	
四万四千円	四万八千四百円	
五万五百円	五万五千五百円	
五万七千円	六万二千七百円	
六万四千円	七万四百円	
一万二千円	一万三千二百円	
一万四千五百円	一万五千九百円	
一万七千五百円	一万九千二百円	
二万円	二万二千円	
二万二千五百円	二万四千七百円	
二万五千五百円	二万八千円	
二万九千円	三万九百円	
三万三千円	三万六千三百円	
四万千円	四万五千百円	
四万九千円	五万三千九百円	
五万七千円	六万二千七百円	
第百十五条第一項第二号ハ(1)		
第百十五条第一項第二号ハ(2)		
第百十五条第一項第三号イ(2)		
第百十五条第一項第三号ロ(1)		
第百十五条第一項第三号ロ(2)		

第百十五条第一項第四号	六万五千五百円	七万二千元
	七万四千元	八万四千四百円
	八万三千元	九万千三百円
第百十五条第一項第五号イ(1)	四千五百円	四万九百円
	六千元	六千六百元
第百十五条第一項第五号イ(2)	一万二千元	一万千二百円
	一万二千円	一万三千二百円
第百十五条第一項第五号ロ(1)	六千五百円	七千五百円
	一万四千元	一万五千四百円
第百十五条第一項第五号ロ(2)	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千六百円	三万三百円
	三万六千六百円	三万四千七百円
	三万六千円	三万九千六百円
	四万八百円	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万千円
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四百円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百円
第百十五条第一項第五号ロ(3)	二万五千五百円	二万八千円
	一万六千円	一万七千六百円
第百十五条第二項第一号	八千円	八千八百円
	三千七百円	四千百円
第百十五条第二項第二号	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 平成二十六年十月一日以後に開始する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率に係る前項の規定の適用については、同項中「百分の五・八」とあるのは、

「百分の四・〇」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県税条例第八条及び第四十四条の改正規定並びに同条例附則第十一条の二の十二の改正規定、第二条の規定並びに附則第二条及び第三条第二項の規定 平成二十六年十月一日

二 第一条中広島県税条例附則第五条の四、第六条の四及び第十一条の二の六の改正規定並びに附則第三条第三項から第五項までの規定 平成二十七年一月一日

三 第一条中広島県税条例第三十八条の二の改正規定及び同条例附則第六条の六の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 平成二十八年一月一日

四 第一条中広島県税条例第三十四条、第四十六条の二及び第四十九条の改正規定並びに附則第三条第六項の規定 平成二十八年四月一日

五 第一条中広島県税条例第三十八条の三の改正規定及び同条例附則第六条の四の二の改正規定並びに附則第三条第七項の規定 平成三十年一月一日

(広島県行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)第八条第一項の規定は、平成二十六年十月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の広島県税条例第八条第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第三条 新条例第三十八条の二第二項第一号及び附則第六条の六の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第四十四条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第五条の四第二項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

4 新条例附則第六条の四第一項第二号ハの規定は、平成二十七年以後の年度分の個人

の県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第十一条の二の六第二項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

6 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の広島県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

7 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の広島県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、施行日以後の年度分の自動車税について適用し、施行日前の自動車税については、なお従前の例による。